

### 第3回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和4年3月29日

出席者	1. 若杉伸児    2. 森田正春    3. 藤田博文    4. 田野敏広 5. 中田辰美    6. 林田寿利    7. 柳田隆喜    8. 甲斐奉文 9. 黒木謙志 <del>10. 菊池勇夫</del> 11. 富井保徳    12. 黒木良昭 13. 藤本政嗣    14. 中谷茂己
議事録署名人                      5番 中田 辰美 委員                      7番 柳田 隆喜 委員	
開催時間                      開会 AM 10:00 ~ 閉会	
発言者	内 容
局長	ご起立をお願いします。 ただ今から、令和4年第3回美郷町農業委員会総会を開会いたします。 一同、礼。 お座りください。 本日は10番菊池勇夫委員より欠席届が出ております。只今の出席委員は13名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。 それでは会長、よろしく願いいたします。
議長	<挨拶>  それでは日程表に従いまして、令和4年第3回総会を進行していきます。 日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。5番中田辰美委員、7番柳田隆喜委員、よろしく申し上げます。 続いて日程第2、会期の日程は、令和4年3月29日、本日1日といたしますがよろしいですか。  <異議なし>  異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。 それでは日程第3、議案審議に移ります。 議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。
局長	2ページをお開きください。議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があった

ので、承認を求める。令和4年3月29日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。  
次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号20番から31番までの12  
件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4ページをお開きください。受付番号は20番です。申請人の譲受人が、美郷町  
南郷山三ヶの55歳の方。譲渡人が、日向市の63歳の方です。申請地は、南郷神  
門字伊久良ヶ原、田3筆、1,934㎡であります。申請理由は、売買による所有権移  
転。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであり  
ます。譲渡人の経営ですが、自作地のみ5,439㎡。家畜はありません。家族総  
数2名の労力2名となっております。5ページが地籍集成図になります。本案件  
は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上で  
す。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中谷委員

14番、中谷です。先程の事務局の説明のとおりです。前回、農地転用の案件で  
審議していただきました譲渡人の所有農地になります。譲受人は又江地区に住ん  
でいて、林業の請負等の傍ら農業もがんばっております。譲渡人から相談があり、  
家を含めて一緒に売買が成立したと聞いております。問題はないと思われま  
すので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号20番について質疑のある方  
は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号20番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして受付番号21番と22番ですが、申請人が同一でありますので同時に  
説明をお願いします。

事務局員

6ページをお開きください。受付番号21番と22番ですが、関連がありますの  
であわせて説明いたします。

受付番号21番。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の79歳の方。譲渡人が、  
美郷町南郷神門の30歳の方です。申請地は、南郷神門字竹原田、田2筆、933㎡  
であります。申請理由は、交換による所有権移転。利用計画は水稲となっております。  
契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作

地のみ 5,332 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 1 名 労力 1 名となっております。

受付番号 22 番。申請人の譲受人・譲渡人が逆になります。申請地は、南郷神門字竹原田、田 1 筆、1,058 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、交換による所有権移転。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 11,177 m<sup>2</sup>。ブロイラーを 52,000 羽飼養しています。家族総数は 2 名 労力 2 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。農地中間管理事業の事業を進める中で、農地を取り違えて認識していたのがわかったため、申請人双方と役場と交えて話をした結果、今回の交換による所有権移転の手続きとなりました。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中谷委員

14 番、中谷です。只今の事務局の説明のとおりであります。今回の土地の交換は、申請人の先代の時代に事前に話が出来ていた案件であります。面積もあまり変わらず、交換することによってお互い良くなるようですので、問題はないと思われれます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 21 番と 22 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 21 番と 22 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案どおり可決いたしました。続きまして、受付番号 23 番の説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号は 23 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 54 歳の方。譲渡人が、延岡市の 39 歳の方です。申請地は、西郷田代字大久保、畑 2 筆、385 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は野菜の作付けとなっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 24,792 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 4 名の 労力 4 名となっております。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長	地区担当委員の説明をお願いします。
黒木良昭 委員	12番、黒木です。申請人は親戚同士になります。申請地に隣接する住宅を購入することを検討しており、それに付随するということで申請地を購入したいということでありました。事務局からの説明のとおり、契約内容は双方の相談のとおりとなります。ご審議よろしくをお願いします。
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号23番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号23番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>&lt;全員、挙手&gt;</p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号24番の説明をお願いします。</p>
事務局員	10ページをお開きください。受付番号は24番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の71歳の方。譲渡人が、椎葉村の86歳の方です。申請地は、西郷田代字上古川、畑4筆、1,331㎡であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は杉苗の植栽。契約内容は、申請書明細のとおりであります。単価が安いんですが、譲渡人からの依頼で、引き取って管理をしてほしいという申し出があったと聞いております。譲受人の経営ですが、所有農地がありません。下限面積については、後にご審議いただきます受付番号30番と31番の使用貸借権の設定で、2,243㎡が申請されており、こちらを承認いただければ下限面積はクリアとなります。家畜はありません。家族総数2名の労力2名となっております。11ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
富井委員	11番、富井です。譲受人ですが森林組合の作業班をしておりまして、最近杉苗の生産をするようになったということです。譲渡人は、以前山の木を掘り出して販売していたそうです。元々申請地は譲受人の物でしたが、掘り出してきた木を一時仮伏せするのに使用する為、売ってほしいと購入した土地だそうです。しかし数年でそれをやめたので、現在荒地になっております。最近になり譲渡人から、申請地を買う人はいないかと相談を受け、杉苗を始めて畑の必要性が出てきたため、自分で購入することになったようです。問題はないかと思われれますが、

ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたが、譲受人の経営については、後の案件とあわせてになります。それでは審議に入ります。受付番号 24 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 24 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号 25 番と 26 番ですが、譲受人が同一のため同時に説明をお願いします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号 25 番と 26 番ですが、譲受人が同一のためあわせて説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町南郷水清谷の 73 歳の方です。

受付番号 25 番。譲渡人が、美郷町南郷水清谷の 87 歳の方です。申請地は南郷水清谷字囲ヒ、田 1 筆、916 m<sup>2</sup>であります。

受付番号 26 番。譲渡人が、美郷町南郷水清谷の 83 歳の方です。申請地は、南郷水清谷字折立、田 1 筆、834 m<sup>2</sup>であります。合計 2 筆の 1,750 m<sup>2</sup>であります。

申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 7,840 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。13 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員

3 番、藤田です。譲受人は日頃から農林業に従事され、この地区のリーダー的存在であります。また中山間・多面的交付金の責任者もしている方です。25 番の譲渡人は高齢であり、また息子さんも宮崎のほうに住んでおり、仕事のため耕作できない為譲受人に依頼したようです。26 番の譲渡人も高齢で管理できないということでした。以上のことで問題ないと思われませんが、ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 25 番と 26 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 25 番と 26 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 27 番の説明をお願いします。

事務局員

14 ページをお開きください。受付番号は 27 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷水清谷の 75 歳の方。譲渡人が、兵庫県の 74 歳の方です。申請地は、南郷水清谷字久保と中ノ瀬、田 2 筆、1,648 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入知あわせて 4,485 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。15 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員

3 番、藤田です。譲受人はこの地区で農林業で大変がんばっている方で、また 1 人暮らしの高齢者のためにいろいろ世話を焼くなど、この地区で重宝がられている方でもあります。譲渡人は県外に住んでおり、管理が出来ないということで依頼したようであります。問題はないと思われしますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 27 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 27 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案どおり可決いたしました。続きまして、受付番号 28 番の説明をお願いします。

事務局員

16 ページをお開きください。受付番号は 28 番です。申請人の譲受人が、日

向市の 54 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 85 歳の方です。関係は親子になります。申請地は、西郷田代字漆ノ越他、田畑あわせて 19 筆 10,324.75 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、使用貸借の設定。利用計画は申請書記載のとおりです。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、継続の使用貸借権の設定になりますので、元々譲受人が経営している農用地が今回の申請にあがっていますので、現状的には自作地が 0 m<sup>2</sup>になります。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。

本案件は、農業者年金の経営移譲年金受給に関する案件になります。農業者年金の経営移譲年金については、支給停止の措置があります。受給者または経営移譲に係る農地が経営移譲年金の狙いから外れた状態になり、その状態が続いている間年金支給を停止する制度で、次の事例があります。年金受給者が農地を取得したり、貸し付けていた農地の返還を受けて農業を再開した場合や、年金受給者が農地所有適格法人の構成員になったとき支給停止になります。最後に、今回の案件に該当する事例ですが、後継者に使用収益権を設定して、経営移譲した農地が返還された場合や、使用収益権の設定または移転があった場合は、農業の再開の有無に関わらず支給停止となります。経営移譲年金を受給するためには、後継者に 10 年以上貸付を行わなければならないということで、本件は平成 10 年から平成 30 年の約 20 年間設定されていて、すでに期間満了は迎えています。農地法の性質上、以降自動的に更新がかかっている状態です。支給停止を避けるために、再設定を行わなければいけないということになっています。今回の案件については、この再設定に当たるといってお考えください。今回の申請は、農業者年金の手続き上必要な申請であるため、何の問題もなく許可相当と考えます。17 ページが地籍集成図になります。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

2 番、森田です。只今事務局から詳しく説明がありましたが、当人同士も親子関係であり、何の問題もないと思われますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

この案件は農業者年金がらみということで、事務局と地区担当委員の説明のとおりであります。説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 28 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 28 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号 29 番の説明をお願いします。

事務局員

18 ページをお開きください。受付番号は 29 番です。申請人の譲受人が、延岡市の 36 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 69 歳の方です。譲受人は、黒木良昭農業委員の教え子ということで、農業委員と共に三者で面談を行ったところです。非常にシキミ栽培に意欲的な印象を受けました。申請地は、西郷田代字西ノ八峡、畑 2 筆、7,188 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画はシキミとなっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。期間が 1 年間となっておりますが、譲渡人が無償でよいということでお話をいただいておりますが、1 年後収益が上がってくれば、賃貸借契約に切り替えたいということでした。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 0 m<sup>2</sup>ですが、今回の申請面積が 7,188 m<sup>2</sup>でありますので、下限面積はクリアとなります。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。19 ページが地籍集成図になります。現在シキミが作付けされていますので、今後それを維持していく形になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木良昭  
委員

12 番、黒木です。詳細は只今事務局から説明があったとおりです。譲渡人は西ノ八峡にシキミ農園を持っていますが、腰痛があり管理が難しくなったそうです。譲受人は、2 年ほど前まで飲食業を営んでいましたが、やめて北川のシキミ農家さんに研修に行き、その後自身で就農したいということで場所を探していましたので、申請地を紹介したところこのような形になりました。期間が 1 年間になっているのは、譲渡人が、ちゃんと管理が出来るか、様子を 1 年間は見てみたいという気持ちがあるようでした。問題が無ければ承認の程よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 29 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 29 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号 30 番と 31 番ですが、甲斐奉文委員が申請人の 1 人になっておりますので、農業委員会等に関する法第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。

<甲斐奉文委員、退席>

それでは、受付番号 30 番と 31 番ですが、譲受人が同一のため同時に説明をお願いします。

事務局員

20 ページをお開きください。受付番号は 30 番と 31 番ですが、譲受人が同一のためあわせて説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 71 歳の方です。

受付番号 30 番。譲渡人が、美郷町西郷田代の 74 歳の方です。申請地は、西郷田代字組崎、畑 1 筆、1,237 m<sup>2</sup>であります。

受付番号 31 番。譲渡人が、日向市の 75 歳の方です。申請地は、西郷田代字組崎、畑 1 筆、1,006 m<sup>2</sup>であります。合計 2 筆の 2,243 m<sup>2</sup>になります。

申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画は杉苗の植栽です。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、所有農地は 0 m<sup>2</sup>。下限面積については、受付番号 24 番でご説明したとおりです。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。21 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

富井委員

11 番、富井です。譲受人ですが、先程の受付番号 24 番で説明したとおり、森林組合の作業班をしております、最近杉苗の生産をするようになったということです。受付番号 30 番の譲渡人は、話を受けたときに畑の利用計画も無かったため貸すことにしたということです。受付番号 31 番の譲渡人は日向市在住で、管理も大変なことから、きちんと利用してくれる人がいたら貸してもいいということで、話がまとまったようです。問題は無いと思われませんが、ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 30 番と 31 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 30 番と 31 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。審議が終了しましたので、甲斐奉文委員を呼び戻してください。

<甲斐奉文委員、着席>

続きまして、議案第 9 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

22 ページをお開きください。議案第 9 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 4 年 3 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 32 番の 1 件のみとなっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

24 ページをお開きください。受付番号は 32 番です。申請人が、美郷町北郷宇納間の 81 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字椎野と橋野谷、田 2 筆、1,253 m<sup>2</sup> であります。申請の理由は、申請地は山林に隣接する農地で、急傾斜であり耕作条件の非常に悪い農地であったため、杉の植林を行ったが、農地法について十分理解ができていなかったため今回の追認申請となったとあります。転用後の用途は山林。転用の時期は、すでに植林はされており、令和 4 年 2 月 1 日着手の令和 4 年 2 月 10 日完成となっております。25 ページが地籍集成図、26 ページが始末書、27 ページが土地利用図、28 ページが現況写真になります。本件については、過去に農業公共投資されて小集団の農地であり、土地利用計画図等の内容から判断して条件を満たしていると考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

13 番、藤本です。申請人は 81 歳と高齢であります。牛も 1 頭養っていまして、去年まで家の下の田んぼを耕作していたのを確認していたのですが、まさか杉を植林をしていたとは思いませんでびっくりしているところです。非常に傾斜が急で、なかなか管理が難しいという話をしておりました。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 32 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 32 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 10 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

29 ページをお開きください。議案第 10 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 4 年 3 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 33 番と 34 番の 2 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

受付番号 33 番ですが、田野敏広委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により審議終了まで退席をお願いします

<田野敏広委員、退席>

それでは、受付番号 33 番の説明をお願いします

事務局員

31 ページをお開きください。受付番号 33 番、所有権移転関係について説明いたします。所有権の移転を受ける者が、美郷町南郷神門の農業法人。この法人については、認定農業者の認定を受けております。所有権を移転する者が、高鍋町の方になります。所有権を移転する土地が、南郷神門字猪ノ越と仁久川、田畑あわせて 15 筆、5,537.98 m<sup>2</sup>であります。所有権移転に伴う事項は、申請書明細のとおりです。単価については、山林・宅地等を合わせた金額になります。所有権の移転を受ける者の経営状況は、自作地・小作地共に 0 m<sup>2</sup>です。構成員総数 4 名の労力 4 名となっております。32 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

5 番、中田です。地区担当委員が申請人になるため、代わりに説明します

所有権の移転を受ける者は、農業委員が代表を務める農業法人です。所有権を移転する者は、神門の仁久川出身であります。高鍋町に住んで生活しており南郷には帰ってこれないということです。このことから、事務局から説明があったとおり、売買単価は山と宅地を含めた全部での金額になります。何も問題ありません。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 33 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 33 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案どおり可決いたしました。審議が終わりましたので、田野敏広委員を呼び戻してください。

<田野敏広委員、着席>

続きまして、受付番号 34 番の説明をお願いします。

事務局員

34 ページをお開きください。受付番号は 34 番、利用権設定関係になります。利用権の設定を受ける者は、美郷町北郷宇納間の 37 歳の方。利用権を設定する者は、美郷町北郷宇納間の 69 歳の方です。利用権を設定する土地は、北郷宇納間字中原前、田 1 筆、2,606 m<sup>2</sup>であります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。利用権の設定を受ける者の経営状況は、自作地・小作地あわせて 2,493 m<sup>2</sup>。家族総数 3 名の労力 3 名。利用権設定区分は継続となります。34 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

13 番、藤本です。利用権の設定を受ける者は、北郷でも農林業の中心的人物であります。長い間この田の管理をしております。継続案件でもありますので問題は無いと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 34 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 34 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、報告第 3 号、農地の賃貸借合意解約書について、事務局の提案理

由説明を求めます。

局長

35 ページをお開きください。報告第 3 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和 4 年 3 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

36 ページをお開きください。先程審議していただきました、受付番号 28 番関連の合意解約になります。親子間の使用貸借で、土地の所在は別紙のとおりとなります。農地法第 3 条による使用貸借権の設定で、平成 10 年 2 月 14 日から平成 30 年 2 月 13 日（以降継続）となっておりましたが、平成 4 年 3 月 16 日をもって合意解約が成立いたしました。合意解約の経緯については、受付番号 28 番で説明したとおりです。本合意解約は農地法の要件を満たしているため、届出を受理しましたので報告いたします。以上です。

議長

以上で、すべての審議を終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和 4 年第 3 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 中田 辰美

美郷町農業委員会 委員 柳田 隆喜

